

參考資料

背景・課題

- 近年推進してきたスタジアム・アリーナ改革においても、スポーツを観ることを主な目的とした施設の整備を促進し、スポーツを核に地域に賑わいをもたらすまちづくりを目指し、先進的な事例も増えてきているところであるが、施設等のエリアマネジメントが十分になされていない取組もみられ、更なる推進・発展の課題となっている。
- スタジアム・アリーナ改革をさらに発展させ、施設等を総合的・複合的に整備・活用すべく、十分なエリアマネジメントがなされた「スポーツコンプレックス」の推進を行う。



事業内容

① スポーツコンプレックスに関する調査事業 30,000千円

- スポーツコンプレックスのコンセプトの整理・類型化や好事例となるモデル等の整理を行い、発信・展開していくための、国内外のスポーツコンプレックスに関する調査の実施

② 基本構想・計画策定及びまちづくりとの連携等支援事業 90,000千円

【構想・計画段階】

- スポーツコンプレックスやその前段としてのスタジアム・アリーナを核としたまちづくりに資する基本構想・基本計画の策定支援

【運営・管理段階】

- 既存のスタジアム・アリーナやプロスポーツ等の活用・連携による、スポーツコンプレックスの実現・発展に資するまちづくりと連携した取組等への支援

③ 多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ選定事業 20,000千円

- 多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナの選定に係る業務、多様な主体の連携促進に資する表彰式開催、選定施設の評価ポイント等をまとめた事例集の作成
- スポーツコンプレックス等の推進を検討している自治体や団体等からの相談受付、専門家の紹介、選定した優良事例等のPR等

④ スポーツを核としたまちづくりに資するテクノロジー活用支援事業 51,123千円

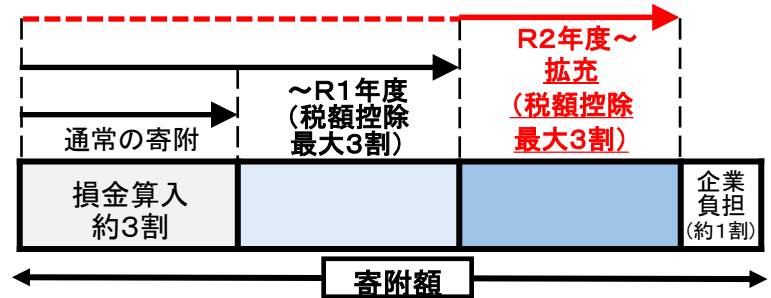
- スポーツを核としたビジネス拡大・まちづくりを進めるため、スポーツコンプレックスの有効活用やイノベーションに資するテクノロジー活用支援を行う。
- テクノロジー活用推進において、推進すべきテクノロジー活用の実装支援等を行い、先進的なテクノロジー活用の効果検証や優れた取組の横展開等につなげる。

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
 - ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
 - ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ① 不交付団体である東京都
 - ② 不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

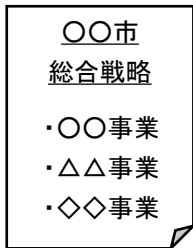


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

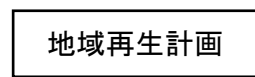
- ① 法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ② 法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③ 法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

① 地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



② ①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



③ 計画の認定



④ 寄附



企業

⑤ 税額控除



企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



国
(法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,491市町村(令和7年4月1日時点)

- 国土交通省が提示する、**地方公共団体等からの応募を求める取組**※¹について、地方公共団体等が**先導的な官民連携事業**※²による解決を図るための調査を実施する場合に、調査委託費の全部又は一部を**補助**※³する。

※1 地方公共団体等からの応募を求める取組

①戦略的なインフラマネジメントを担う自治体の体制の確保

インフラを支える自治体の職員不足や、老朽化が進むインフラの効率的・効果的な更新といった地域課題に対応し、民間ノウハウ、新技術の活用、業務のデジタル化・DX等を通じて、インフラを広域・複数・多分野で一体的・効率的に管理する取組や、まちづくり計画を踏まえて地域の将来像を見据えたインフラの更新や集約・再編等を実施する取組。

②スモールコンセッションの推進

人口減少等によって生じた廃校等の空き施設や、地方公共団体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模なPPP/PFI事業(コンセッションを含む官民連携による事業)により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組。

③その他

- (※ ただし、国土交通省が所管する分野に関連する取組を優先する。)
- ・「PPP/PFI推進アクションプラン(令和6年改定版)」(令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定)の推進に寄与する取組。
- ・地方公共団体等が、立地、環境、気候、風土、歴史等の地域性を考慮して必要と判断した独自性の高い取組。

※2 先導的な官民連携事業

- 事業のスキーム・手法や官民連携を行う対象施設等に先導性・モデル性があるもの
- 地方公共団体におけるノウハウの蓄積や人材育成につながる内容を含む等、調査の進め方に先導性・モデル性があるもの 等

※3 補助事業の内容

- 補助対象経費 : 以下の(イ)又は(ロ)に要するコンサルタント等の専門家への調査委託費
 - (イ)事業手法検討 : 官民連携事業の導入や実施に向けた検討
 - (ロ)情報整備等 : 官民連携事業の導入判断等に必要情報の整備等
- 補助率 : 予算の範囲内で定額補助
- 補助限度額 : 2,000万円/件
(※ただし、都道府県及び政令指定都市にあっては、コンセッション事業に関する検討を除き、補助率:1/2、補助限度額:1,000万円/件)

弘前市吉野町緑地周辺整備等 PFI事業 (H26年度支援)

青森県弘前市



【事業概要】

市が民間施設である吉野町煉瓦倉庫を取得し、R0方式により美術館として再整備を行うとともに、隣接する土淵川吉野町緑地(公園)と一体的に芸術文化施設として運営を実施。

【事業化による効果】

- 事業費 : 約43億円 VFM : 7.8%
- 主要交通施設から美術館への導線となる中心市街地の活性化に寄与。

- 官民連携による公園の整備・管理運営のための調査に対する支援を行うため、令和5年度に社会資本整備総合交付金等において「官民連携型公園計画策定調査」を創設。
- ハード整備の支援を行う既存の都市公園事業等とあわせ、地方公共団体における官民連携の取組を調査から整備まで一貫して支援。

官民連携型公園計画策定調査の概要

【予算】 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金

【目的】 官民連携による公園の整備・管理運営の調査を支援し、都市公園における公共施設等運営事業など公園での多様なPPP/PFI活用モデルの案件形成を図る。

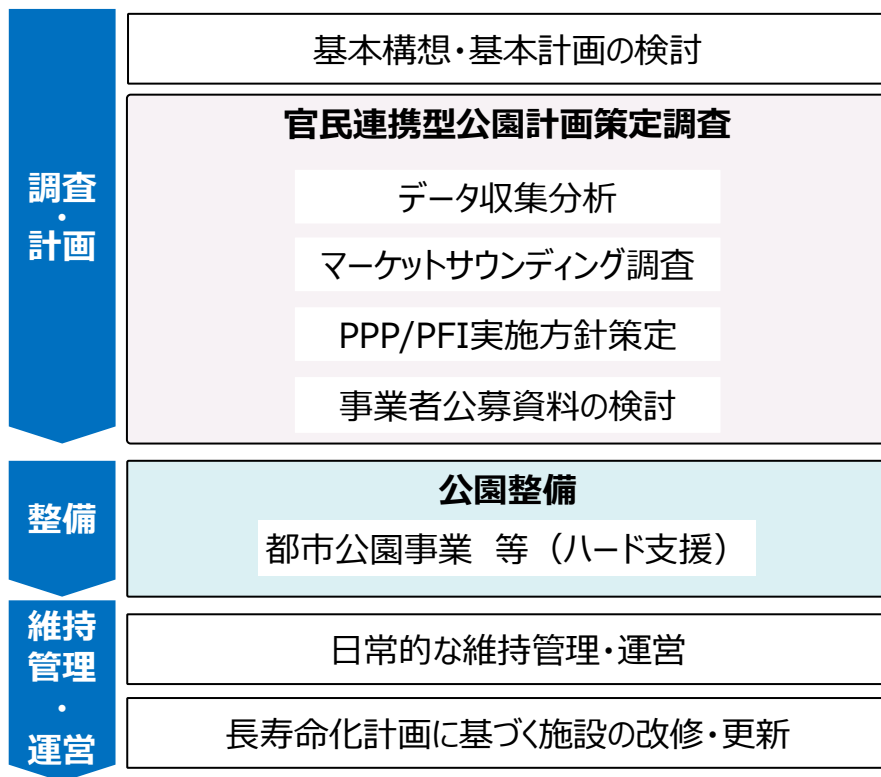
【要件】 官民連携による公園の整備・管理運営を推進するための調査を行うものであること。

【対象】 上記要件に該当する調査に要する費用

- ・官民連携の事前調査としてのデータ収集分析
- ・マーケットサウンディング調査
- ・PPP/PFI事業の実施方針策定
- ・事業者公募資料の検討 等

【国費率】 1 / 2

■ 地方公共団体の公園整備の流れと支援制度の関係



文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業

令和7年度予算額 31,569千円
(前年度予算額 30,732千円)



現状・課題

- 多くの文教施設が老朽化等の課題を抱える中、PPP/PFIは、公共施設等の整備・運営に民間事業者の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的で良好な公共サービスを実現する手法とされている。「経済財政運営と改革の基本方針」、「PPP/PFI推進アクションプラン」等においては、**スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設を含む重点分野に対して**、民間事業者の経営ノウハウを導入し、施設のポテンシャルを最大限活かすため、**基本的には公共施設等運営（コンセッション）事業の活用を目指し**、事業件数の上積みも視野に取組の強化を図ることとされている。
- 施設の改修や運営手法の見直しを検討する文教施設は多くあるものの、コンセッション事業を含めて検討することができる地方公共団体はごく僅か。必ずしも高い収益性が見込めない文教施設についても、**官民連携に係る専門的な知見に基づく伴走支援等を通じ、導入検討、案件形成の加速化を図る。**

PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）〔抜粋〕

（令和6年6月3日民間資金等活用事業推進会議決定）

原則として5年間で少なくとも具体化すべき事業件数（**5年件数目標**）を目標として設定し、案件候補リストや推進施策、工程を具体化した重点分野実行計画に基づき、事業件数の上積みも視野に取組の強化を図る。（中略）さらに、令和13年度までの10年間で具体化を狙う野心的な事業件数のターゲット（**事業件数10年ターゲット**）を設定[※]し、案件形成の加速化を図る。[※]スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設について上方修正が行われた

- ・5年件数目標：スポーツ施設10件、文化・社会教育施設10件、大学施設5件
- ・事業件数10年ターゲット：スポーツ施設40件、文化・社会教育施設35件、大学施設40件
旧目標+10件増 旧目標+5件増 旧目標+10件増

事業内容

- コンセッション事業を含めた官民連携手法による文教施設の整備・運営に関心を有する地方公共団体等に対し、導入検討に必要な専門知識の提供や助言を行うための**勉強会**を開催する。
- 特に、文教施設を中心とする複合施設やコンセッション導入事例の少ない施設種に係る検討など、先導性を有する案件を対象に、**専門家を現地に派遣し、現況調査・分析、関連企業との情報交換、関係部署との合意形成**等の検討過程についての**伴走支援**を行う。
- これらの成果を全国に普及・啓発し、文教施設に係る案件形成を推進する。

委託先 PPP/PFI（コンセッション含む）分野の専門的な知見のあるコンサルタント事業者

支援対象 6件程度（所管文教施設の運営手法を検討中の地方公共団体等）

※文教施設を中心とする複合施設やコンセッション導入事例の少ない施設種に係る検討など、先導性を有する案件を重視

支援内容（例）

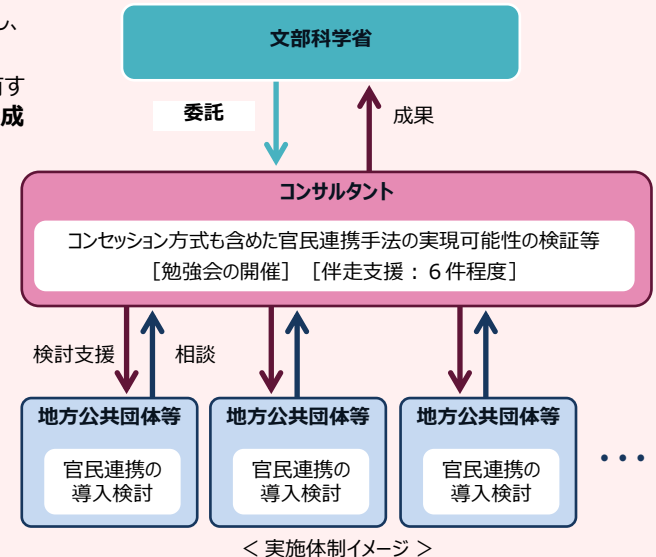
- ・コンセッション方式も含めた官民連携の導入に関する検討へのアドバイス
- ・関連企業との情報交換
- ・コンセッション事業等の導入に関する勉強会等の開催 等

検証段階の案件を掘り起し、**調査検証段階** 案件の具体化の裾野を拡大

導入検討段階

手続

多様なPPP/PFIの実施



アウトプット（活動目標）

▶伴走支援（専門家派遣）の数

令和6年度	令和7年度
6箇所	6箇所

▶勉強会等の開催数

令和6年度	令和7年度
5件	5件

短期アウトカム（成果目標）

令和7年度：コンセッションの具体化

計20件

長期アウトカム（成果目標）

令和13年度：コンセッションの具体化

計115件

※ スポーツ施設、文化・社会教育施設、大学施設においてコンセッション事業の活用に向けた具体化事業件数（令和4年度からの累積）

民間資金等活用事業調査費補助事業

概要

公共施設等運営事業等※¹を推進するため、地方公共団体に対し、公共施設等運営事業等の導入に係る検討に要する調査委託費を助成することにより、公共施設等運営事業等の案件形成を促進。

※1 公共施設等運営事業等とはPPP/PFI 推進アクションプラン（令和7年6月4日民間資金等活用事業推進会議決定）における「類型Ⅰ：公共施設等運営権制度を活用したPFI事業（コンセッション事業）」、「類型Ⅱ：収益施設の併設・活用など事業収入等で費用を回収するPPP/PFI事業」、「類型Ⅲ：公的不動産の有効活用を図るPPP事業（公的不動産利活用事業）」又は「類型Ⅳ：サービス購入型などのPPP/PFI事業」をいう。

支援内容

■ 対象機関

公共施設等運営事業等を実施しようとする地方公共団体

■ 対象分野

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第二条各号に規定されている施設でかつ事業段階が早期である等のため所管省庁が明確でない事業、あるいは、複数の省庁に所管がまたがる事業

（例）公有地における何らかの公共施設整備、公営住宅と社会福祉施設との複合施設、体育館と運動公園の整備、上工下水道一体の管理等

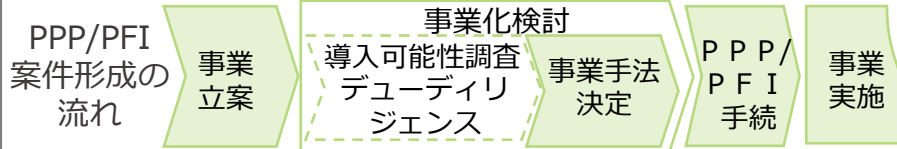
■ 調査内容

○ 導入可能調査

- 公共施設等運営事業等の導入前に、公共施設等運営事業等導入の可能性、対象事業の範囲、官民のリスク分担、広域化等を検討

○ デューデリジェンス

- 公共施設等運営事業等の導入前に、対象施設や対象事業について、資産、法務、財務等の状況を調査するもの



■ 補助対象経費

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費：原則1,000万円上限。都道府県・政令指定都市は公共施設等運営事業及び広域型PPP/PFI事業※²を除き、補助率1/2、原則500万円上限。）

※2 複数の地方公共団体が公共施設等の管理者等となって実施するPPP/PFI事業

支援スキーム



これまでの支援事例

宮城県上工下水一体官民連携運営事業

宮城県は、水道用水供給事業、工業用水道事業及び流域下水道事業への公共施設等運営権制度の導入を検討する際に必要となる調査について、本補助を活用して導入可能性調査やデューデリジェンスを実施（H28年）

<事業経緯>

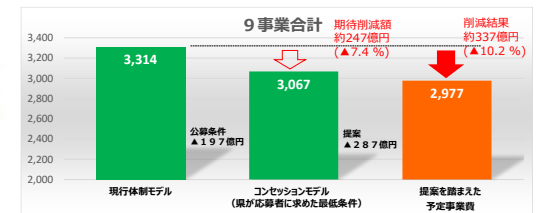
- R1.11 実施方針公表
- R3.3 運営事業者の選定
- R3.12 実施契約の締結
公共施設等運営権の設定
- R4.4 運営事業の開始

<事業範囲>



- 契約期間：最長4～5年間
 - 契約単位：事業ごと個別契約
 - 発注方式：仕様発注
- これまで**
- 20年間
・従業員の雇用の安定
・人材育成、技術革新が可能
- みやぎ型**
- 9事業を一体で契約（設備の改築・修繕を含む）
・スケールメリットの発現効果が拡大
 - 性能発注
・運営権者が創意工夫

<事業費の削減効果>



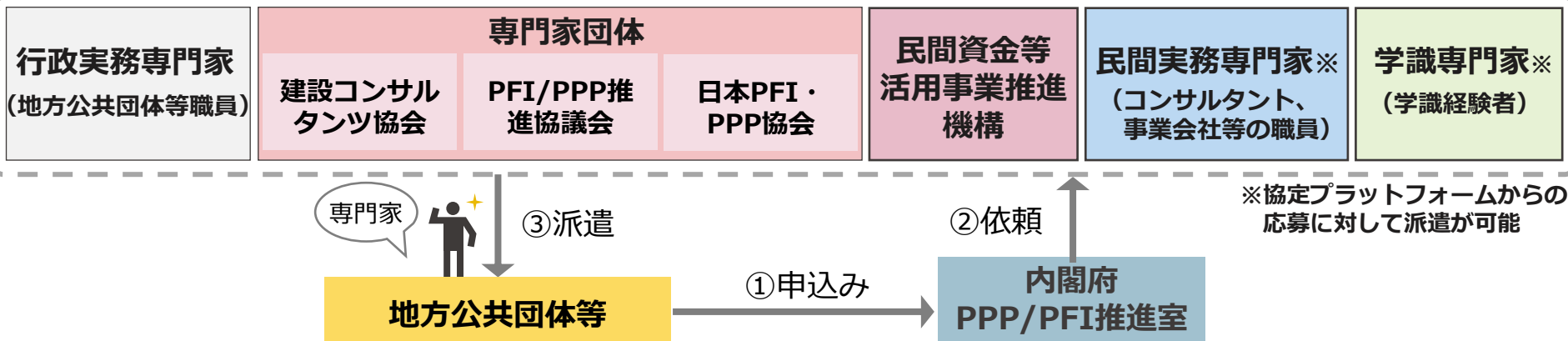
（出典）宮城県HP

PPP/PFI専門家派遣制度の概要

- PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度。
- 制度運用を開始した平成23年度以降、派遣件数は令和6年度末までに延べ585件。
- 令和7年度より、内閣府及び国土交通省と協定を結んでいる地域プラットフォーム（以下、「協定プラットフォーム」という。）事務局からの依頼に応じて派遣できる専門家を拡充。

【制度の概要】

- 地方公共団体等からの依頼内容に応じて適切な専門家を選定し、1回につき半日程度で派遣（内容に応じて複数回の派遣も可能）。
- 通年で申込を受付けており、派遣費用（旅費、謝金）は内閣府が負担。
- 専門家の派遣は、行政実務専門家（地方公共団体等職員）、専門家団体（コンサルタント等）、民間資金等活用事業推進機構の中から選択が可能。協定プラットフォームからの応募の場合、民間実務専門家名簿又は学識専門家名簿に記載された専門家からの選択も可能。
- 専門家は、専門的な立場から、講演、事業手法に関する助言等を実施。
（PPP/PFI事業に係る依頼内容の例）
 - ・ 制度概要、事例紹介、事業推進方法等に関する講演
 - ・ 事業の案件形成、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成に関する相談
 - ・ 金融、ファイナンスに関する相談
 - ・ 地域プラットフォームの形成・運用、優先的検討規程の策定・運用に関する相談
 - ・ 首長、地方議会の理解促進等を図る取組に関する相談
 - ・ 民間提案制度に係る受け入れ体制構築・インセンティブ付与方法・審査方法に関する相談



体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和7年度予算額 : 3,208,456千円
(前年度予算額 : 3,228,456千円)



令和6年度補正予算額 : 1,561,459千円

事業開始年度 平成23年度～

- ▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
- 地域のスポーツ環境の充実
 - 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備
 - 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）

スポーツをする場の確保



- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靱化の推進



避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設のアリール整備

脱炭素社会の推進



- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1/3 補助 ※空調新設、災害対応の浄水プール等は1/2

R7制度改正

- 公共施設（公立図書館等）を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化について、補助率を1/2に引上げ

事業開始年度 令和5年度～

- ▶ 地域スポーツクラブ活動に必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（32億円の内1,000万円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1/3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

新しい地方経済・生活環境創生交付金について

新しい地方経済・生活環境創生交付金

第2世代 交付金

地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押し。

最先端技術教育の拠点整備・実施
(ソフト・ハードの一体的支援)



農産物直売所・多世代
交流施設の一体的な整備
(分野横断的な支援)



地域の多様な主体が参画する
仕組みの構築



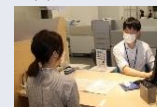
国の伴走支援の強化



デジタル実装型

デジタル技術を活用した地域の課題解決や魅力向上に
資する取組を支援

書かない窓口



地域アプリ



オンライン診療



地域防災 緊急整備型

避難所の生活環境を抜本的に
改善するため、地方公共団体
の先進的な防災の取組を支援

地域産業構造転換 インフラ整備推進型

半導体等の戦略分野におけ
る国家プロジェクトの産業拠点
整備等に必要となる関連イン
フラの整備を機動的かつ追加
的に支援

第2世代交付金の概要

- ▶ 地方がそれぞれの特性に応じた発展を遂げることができるよう、日本経済成長の起爆剤としての大規模な地方創生策を講ずるため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく、地域の多様な主体の参画を通じた地方創生に資する地域の独自の取組を、計画から実施まで強力に後押しする。

◆制度概要

① 地方公共団体の自主性と創意工夫に基づいた、地方創生に資する地域の独自の取組を支援

※地方版総合戦略に基づき、目指す将来像及び課題の設定等、KPI設定の適切性に加え、自立性、地域の多様な主体の参画等の要素を有する事業を支援。

② ソフト+ハードや分野間連携の事業を一体的に支援するとともに、国による伴走支援を強化

- 申請の効率化を図る観点から、ハード・ソフトが一体となった事業も含め、一本の申請で受付。

③ 事業の検討・実施・検証の各段階において、地域の多様な主体が参画する仕組みの構築

- 産官学金労言の参画による事業の進捗状況・効果測定を実施し、効果検証及び評価結果・改善方策の公表を義務化する。

◆評価基準

目指す将来像及び課題の設定

KPI設定の適切性

自立性

地域の多様な主体の参画

	事業計画期間	交付上限額・補助率
ソフト事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
拠点整備事業	原則3か年度以内 (最長5か年度)	1自治体当たり国費 都道府県：15億円/年度 中枢中核：15億円/年度 市区町村：10億円/年度 補助率：1/2
インフラ整備事業	原則5か年度以内 (最長7か年度)	1自治体当たり事業計画期間中の総国費 都道府県：50億円 (単年度目安10億円) 中枢中核：20億円 (単年度目安4億円) 市区町村：10億円 (単年度目安2億円) 補助率：1/2等 (各省庁の交付要綱に従う)

(注1) 拠点整備事業及びインフラ整備事業における単年度の交付上限額は目安とする。

(注2) 拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(国費)について、都道府県・中枢中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。

(注3) 新規事業の通常の申請上限件数は、自治体の規模を問わず、10件とする。一定の条件を満たす事業については、通常の申請上限件数の枠外として、2件の申請を可能とする。

(注4) インフラ整備事業は、ソフト事業又は拠点整備事業との組み合わせを要件とする。

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

- 令和5年11月2日に閣議決定された経済対策において、「地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。」こととされたことを受け、中堅・中小企業の大規模成長投資を促進する補助制度を創設。

大規模成長投資補助金

イメージ図

< 製造業 >



生産工程の抜本的改革

< 卸売業 >



最新設備を導入した
物流センター

予算額

国庫債務負担行為含む総額 **3,000億円**
(令和6年度補正予算額1,400億円)

事業スキーム

中堅企業等が行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援
補助上限 **50億円** (補助率1/3以下)

※投資下限額10億円。複数企業が共同で総額10億円以上の事業を実施する場合も対象 (ただし、一定規模以上の投資を行う中堅・中小企業がいる場合に限る。)

※対象経費は、建物 (拠点新設・増築)、機械装置、器具備品、ソフトウェア等

4次公募

令和7年7月7日(月)～8月8日(金)

成果目標

大規模投資を通じた労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

事業の詳細はこちら (事務局HP)
[中堅・中小成長投資補助金](#)



- エネルギーコスト高対応と、カーボンニュートラルに向けた対応を同時に進めていくため、**工場全体の省エネ（Ⅰ）、製造プロセスの電化・燃料転換（Ⅱ）、リストから選択する機器への更新（Ⅲ）、エネルギーマネジメントシステムの導入（Ⅳ）**の4つの類型で、企業の投資を後押し。
- Ⅰ型に中小企業投資促進枠を創設**するなど、GXへの取組の第一歩として省エネを強力に促進する。

<p>(Ⅰ) 工場・事業場型</p> <p>※旧A B類型</p>	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業所全体で大幅な省エネを図る取り組みに対して補助 補助率：1/2（中小）1/3（大）等 補助上限額：15億円 等 <p>※中小企業投資枠等を追加</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【平釜】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【立釜】※複数の釜を連結して排熱再利用</p>   </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> 従来、平釜を個別に熱して塩を製造していたところ、連結型の立釜に更新。 釜の排熱を、他の釜の熱源に再利用できるよう、事業所全体の設備・設計を見直し。3年で37.1%の省エネを実現予定。
<p>(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型</p>	<ul style="list-style-type: none"> 電化や、より低炭素な燃料への転換を伴う機器への更新を補助 補助率：1/2 補助上限額：3億円 等 <p>※中小企業のみ工事費を補助対象に追加</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【キューボラ式】※コークスを使用</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【誘導加熱式】※電気を使用</p>  </div> </div>
<p>(Ⅲ) 設備単位型</p> <p>※旧C類型</p>	<ul style="list-style-type: none"> リストから選択する機器への更新を補助 補助率：1/3 補助上限額：1億円 <p>※省エネ要件を追加</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【業務用給湯器】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【高効率空調】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【産業用モータ】</p>  </div> </div>
<p>(Ⅳ) EMS型</p>	<ul style="list-style-type: none"> EMSの導入を補助 補助率：1/2（中小）1/3（大） 補助上限額：1億円 <p>※省エネ要件を見直し</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【見える化システムによるロス検出】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【AIによる省エネ最適運転】</p>  </div> </div>

【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取り組みの広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

【省エネ・省CO2の実現性に優れたリーディングプロジェクトのイメージ】

先導技術の一例

建築物	住宅
<ul style="list-style-type: none"> ■ パーソナル空調、照明の可変・ゾーニング制御等の ウェルネス空間の創出 ■ 熱・電力融通、エリア熱回収等の 広域でのエネルギーマネジメント ■ 避難者受け入れ等の BCP・LCPの拠点の整備 ■ 生ゴミ発電、井水HP等の 未利用エネルギーの活用 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の卓越風の最適利用による 省エネ化 ■ 高い断熱性能による省エネ化 ■ 太陽光発電と蓄電池の併用による レジリエンス性の向上 ■ HEMSによる エネルギー消費の最適制御

【対象となる事業】

	建築物(非住宅)		住宅
	一般※	中小規模建築物	一般※ (戸建、共同)
新築	○	○	○
改修	○	—	○

※省CO2に係るマネジメントシステムの整備や技術の検証事業も対象

【補助額・スケジュール等】

<補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

<補助率> 補助対象工事の1/2等

<限度額> 原則3億円/プロジェクト等

<応募期間> 令和7年4月18日(金)から
令和7年5月30日(金)まで

<事業期間> 採択年度を含め原則4年以内等

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

- ・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定
- ・「ライフサイクルカーボンをよりの確に算出し削減する取組」に資するプロジェクト等を積極的に評価

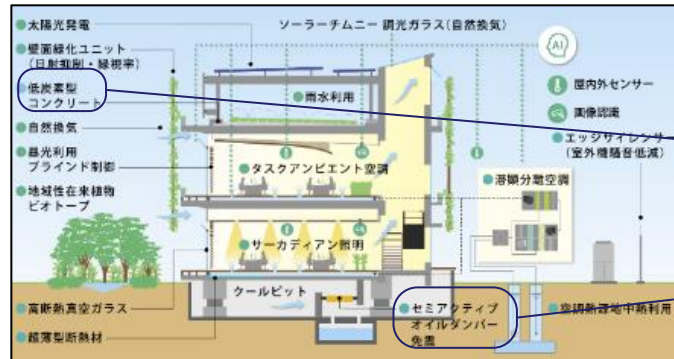
【概要と目的】

先導性の高い住宅・建築物の省エネ・省CO2プロジェクトについて民間等から提案を募り、支援を行う

事業の成果等を広く公表することで、取組の広がりや社会全体の意識啓発に寄与することを期待

先導技術の一例

■ 建築物



■ 建設時における省CO2効果がある技術

■ 建物を長寿命化させる取組

■ 住宅



■ 高断熱による外皮負荷削減とエネルギー消費量のミニマム化

■ 水素吸蔵合金を利用した季節間のエネルギー融通システム

■ EV・V2Hによる電力融通

■ 街区の緑化、周辺地域の避難場所提供

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

- ・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定
- ・「ライフサイクルカーボンをよりの確に算出し削減する取組」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

令和6年度の事業概要

- <補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分
- <補助率> 1/2 等
- <限度額> 原則3億円/プロジェクト
新築の建築物又は共同住宅について
建設工事費の5% 等
- <事業期間> 採択年度を含め原則4年以内に完了

※過去の採択事例や技術の詳細、Q&A等は、建築研究所のHPに掲載しております。
<https://www.kenken.go.jp/shouco2/>

検索 サステナブル 省CO2



業務用施設のZEB化普及促進に資する高効率設備導入等の取組を支援します。

1. 事業目的

- 一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物分野において、建築物のZEB化の普及拡大を強力に支援することで2050年のカーボンニュートラル実現に貢献する。
- 外部環境変化への適応強化を進め、平時における利用者の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実感につなげるとともに、フェーズフリー等の技術を取り入れ、建築物のレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

① 新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

② 既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

ZEBの更なる普及拡大のため、新築/既存の建築物ZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

- ◆ 補助要件: ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること。需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること。新築建築物については再エネ設備を導入すること。ZEBリーディング・オーナーへの登録を行い、ZEBプランナーが関与する事業であること、建築基準法における耐震基準を満たすこと、浸水想定区域外であること等。
- ◆ 優先採択: 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
 - ・ 補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
 - ・ CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等。
- ◆ 採択時優遇: 建材一体型太陽電池を導入する場合 等。

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①②2/3~1/4 (上限3~5億円)
- 補助対象 地方公共団体※1、民間事業者・団体等※2
- 実施期間 令和5年度~令和10年度

4. 補助対象等

延べ面積	補助率等	
	新築建築物	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 対象外	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 1/2 ZEB Ready 対象外
2,000㎡~10,000㎡	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3
10,000㎡以上	『ZEB』 1/2 Nearly ZEB 1/3 ZEB Ready 1/4 ZEB Oriented 1/4	『ZEB』 2/3 Nearly ZEB 2/3 ZEB Ready 2/3 ZEB Oriented 1/2

- ※1 ①②について、都道府県、指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。
- ※2 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000㎡以上、既存の場合2,000㎡以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外。

①-1 集約化・複合化事業(集約化・複合化施設整備事業)

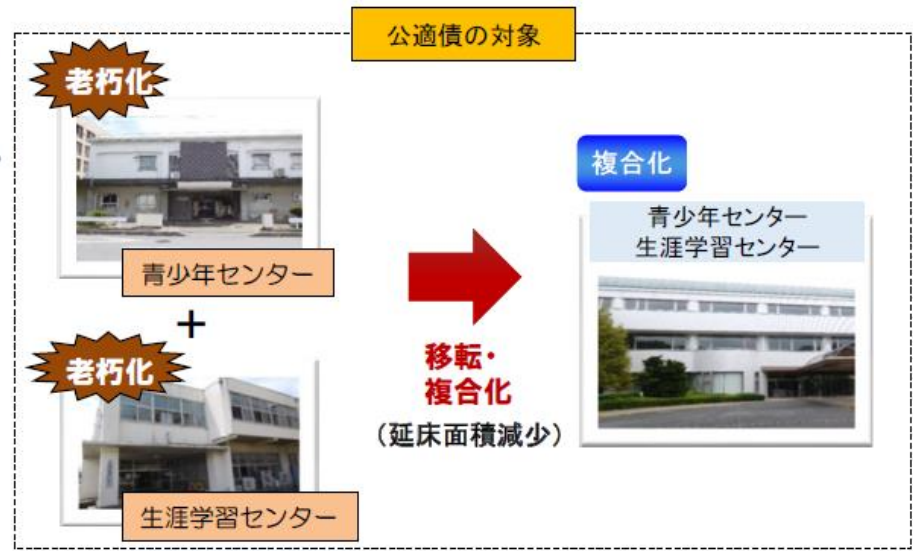
対象事業

- 個別施設計画に位置付けられた以下の集約化事業又は複合化事業(公用施設、公営住宅、公営企業施設は対象外)
建築物(公民館等) : 延床面積の減少を伴うもの
非建築物(グラウンド等): 施設の数及び維持管理経費が減少すると認められるもの

留意事項

事業期間: 令和4年度～令和8年度

- ・ 統合前の施設の廃止が、集約化又は複合化による統合後の施設の供用開始から5年以内に行われることが必要。
- ・ 国庫補助事業として実施される事業についても対象事業に含まれる。
- ・ 複数の地方公共団体が連携して実施する集約化事業や複合化事業についても、当該事業が連携協約や協定等に基づいて行われる場合には、対象となる。
- ・ 公共施設と対象外施設(庁舎等)を複合化する事業については、対象施設に係る部分に限り対象となる。
- ・ 集約化又は複合化により整備する施設に、整備前の施設にない機能を有した施設を新たに追加して併設する場合、当該追加部分の施設については対象外となる。
(共用部分がある場合は面積按分等)



青少年センター及び生涯学習センターの機能を集約

充当率・元利償還金に対する交付税措置

集約化・複合化事業費
公共施設等適正管理推進事業債 (充当率90%)

元利償還金の50%を地方交付税措置

一般財源

都市公園事業（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）の概要

○ 地方公共団体が行う都市公園の整備については、社会資本整備総合交付金等の基幹事業の一つである都市公園事業により支援。

■都市公園事業の要件（概要）

- 面積要件
 - ・2 ha以上の公園であること。
 - ・ただし、三大都市圏の既成市街地等に位置する都市等における防災公園は1ha以上
- 総事業費要件
 - ・全体事業費が1箇所当たり2.5億円以上の事業（ただし、都道府県事業は5億円以上）であること。
- 都市公園等整備水準要件
 - ・市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げる i) 又は ii) の要件を満たすこと。
 - i) 一の市町村の区域内における以下のイ) からハ) までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満
 - イ) 都市公園
 - ロ) 特別緑地保全地区（近郊緑地特別保全地区を含む。）又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地
 - ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地
 - ii) 同市町村の DID 地域内における上記 i) のイ) からハ) までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満
 - ・ただし、国家的事業関連公園（国民体育大会や全国都市緑化フェア、オリンピックの会場等）や防災公園等は除く。

- 交付対象
 - ・地方公共団体が実施する以下の事業
 - (1) 都市公園の用地の取得
 - (2) 公園施設の整備

○国費率

交付対象	国費率	都道府県・市町村の負担
用地	1 / 3 (1 / 2 ※1)	2 / 3 (1 / 2 ※1)
施設	1 / 2 ※2	1 / 2 ※2

※1 () は、沖縄振興特別措置法に基づくもの
 ※2 事業主体が歴史的風致維持向上支援法人の場合、地方公共団体が歴史的風致維持向上支援法人の補助に要する費用の1/2以内で、かつ当該緑地の整備に要する全体事業費の1/3以内

都市構造再編集集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1/2(都市機能誘導区域内等、地域生活拠点内)、45%(居住誘導区域内等) ※基幹事業「こどもまんなかまちづくり事業」の国費率：1/2

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞
 ○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
 ※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】
 道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設、賑わい・交流創出施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・広域連携誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、既存建造物活用事業、土地区画整理事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業等

【提案事業】
 事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】
 住居移転支援、元地の適正管理等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な立地適正化の方針等を定めた場合に限る。）＞
 ○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設・広域連携誘導施設の整備
 ー民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。
 ※地域生活拠点内では、一部の基幹事業を除く。
 ※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」
 ※大規模災害復興法に規定する特定大規模災害等を受けて復興計画等を作成し、かつ、立地適正化計画を有さない市町村において①復興計画等に都市機能や居住の立地・誘導に関する方針を記載、②一定の期間内に立地適正化計画の作成に着手・完成することが確実であり、当該区域として定めることが確実である区域を含む。
 ○立地適正化計画に位置付けられた「地域生活拠点（都市計画区域外。都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）※」
 ※立地適正化計画と整合した市町村管理構想・地域管理構想において、地域生活拠点として位置付けられた区域を含む。
 ○その他、以下の地区においても実施可能
 ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
 ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
 ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
 ・①居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1/2以下の市町村の居住誘導区域外、②防災指針に即した災害リスクの高い地域であって居住誘導区域外、③市街化区域を市街化調整区域に編入した当該区域、から居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業
 ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第1号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外。

市町村が立地適正化計画を作成・公表



市町村が都市再生整備計画を作成・公表



まちなかウォークブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の既存ストックの再編・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等 ※交付金：社会資本整備総合交付金 補助金：都市再生推進事業費補助
【交付金※】 市町村、市町村都市再生協議会 国費率：1 / 2
【補助金※】 都道府県、民間事業者等 国費率：1 / 2

施行地区 ※滞在快適性等向上区域外において、滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリッジ駐車場、外周道路等の整備）を行う地区

① 次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、
 ② 都市再生特別措置法に基づく**滞在快適性等向上区域**
 （当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区※を含む）

【要件①：コンパクトなまちづくりの推進】
 ○市町村において、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、以下のいずれかの区域

- 市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※1から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※1から半径500mの範囲内の区域
- 市街化区域等内のうち、人口集中地区（DID）※2かつデマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設から半径500mの範囲内の区域。拠点となる施設の設定方針を都市再生整備計画に記載）
- 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域

※1 ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
 ※2 直前の国勢調査に基づく（直近の国勢調査の結果に基づき今後DIDとなる見込みの区域を含む）

一立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等（①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等）により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含む。

【要件②：市街化区域等の外側における観光等地域資源の活用】
 ○地方公共団体において、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる区域

【要件③：都市計画区域外における地域生活拠点の形成】
 ○立地適正化計画等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点（都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
 ○基幹市町村※と連携市町村※が共同で作成する広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた連携市町村の地域生活拠点（基幹市町村の都市機能誘導区域から公共交通で概ね30分）
 ※基幹市町村：都市機能誘導区域を有する市町村、連携市町村：都市計画区域を有しない市町村

対象事業

【基幹事業】 道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、こどもまんなかまちづくり事業、暑熱対策事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※等
※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル活用、子ども・子育て支援等の国が定める「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】 事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（提案に基づくソフト事業・ハード事業）



- **歩きたくなる空間の創出 Walkable**
 - 街路空間の再構築
 - 道路・公園・広場等の既存ストックの改修・改変
 - 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
 - 滞在快適性等向上区域を下支える周辺環境の整備（フリッジ駐車場、外周道路等の整備）
- **多様な主体による多様な利活用 Diversity**
 - 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に活用できるコミュニティハブや公開空地として開放
 - 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
 - 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報発信システムの整備
- **歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level**
 - 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
 - 1階部分のガラス張り化等の修景整備
- **開かれた空間の滞在環境の向上 Open**
 - 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
 - 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査

地域脱炭素推進交付金のうち、 (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金



【令和7年度予算額 30,021百万円 (36,520百万円)】
【令和6年度補正予算額 35,000百万円】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）、地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）及び脱炭素成長型経済構造移行推進戦略（「GX推進戦略」、令和5年7月28日閣議決定）等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素への移行を推進するために本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる「重点対策」を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、再エネ利用最大化のための基盤インフラ設備（蓄電池、自営線等）や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。

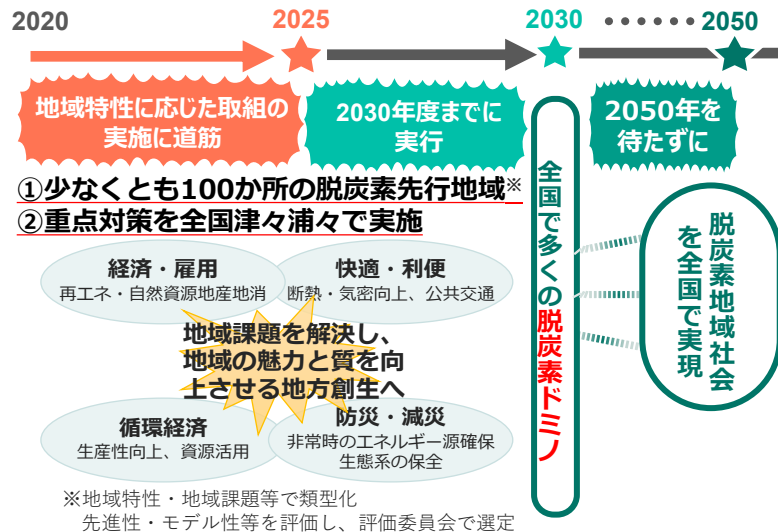
② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

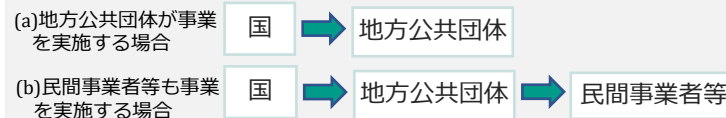
3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（交付率：① 原則 2/3 ※ ② 2/3～1/3等）
 - 交付対象 地方公共団体等
 - 実施期間 令和4年度～令和12年度
- ※一部の設備について、地方公共団体の財政力指数が一定未満で、かつ、設備導入場所が過疎地域に該当する場合、3/4

4. 事業イメージ



<参考：交付スキーム>



お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 事業内容

事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (2030年度までに一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成 等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上) ○2030年までに事務事業の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロを達成すること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p> <p style="font-size: small;">※① (太陽光発電設備除く) 及び②について、地方公共団体の財政力指数が一定未満で、かつ、設備導入場所が過疎地域に該当する場合、3/4 ②③の一部は定額</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電※ (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業) ※公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ※ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p>
交付率	原則 2 / 3	2 / 3 ~ 1 / 3、定額
事業期間	おおむね 5 年程度	



屋根置き自家消費型
太陽光発電



木質バイオマスの
エネルギー利用



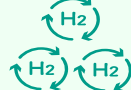
家畜排せつ物の
エネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギーマネジメント
システム導入



再エネ水素利用



住宅建築物の
ZEB/ZEH



省エネ設備の
最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ

地域脱炭素推進交付金のうち、 (3) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業



地域脱炭素施策を評価・検証・監理等することで、より効果的な施策を推進します。

1. 事業目的

- ① 脱炭素先行地域・重点対策加速化事業を支援する「地域脱炭素推進交付金」の支援制度について評価・検証し、事業の改善を行う。
- ② 「地域脱炭素推進交付金」の適正かつ効率的な執行を確保する。

2. 事業内容

① 地域の脱炭素化の施策等に係る評価・検証等事業

「地域脱炭素推進交付金」の支援制度を活用して企画立案・施行された施策の実施状況を継続的・横断的に確認・評価する。脱炭素先行地域について、取組の進捗状況と地域課題解決のKPIとして設定された事項について確認・評価を行い、有識者の助言等を踏まえて改善策を検討し、必要な措置を講じる。

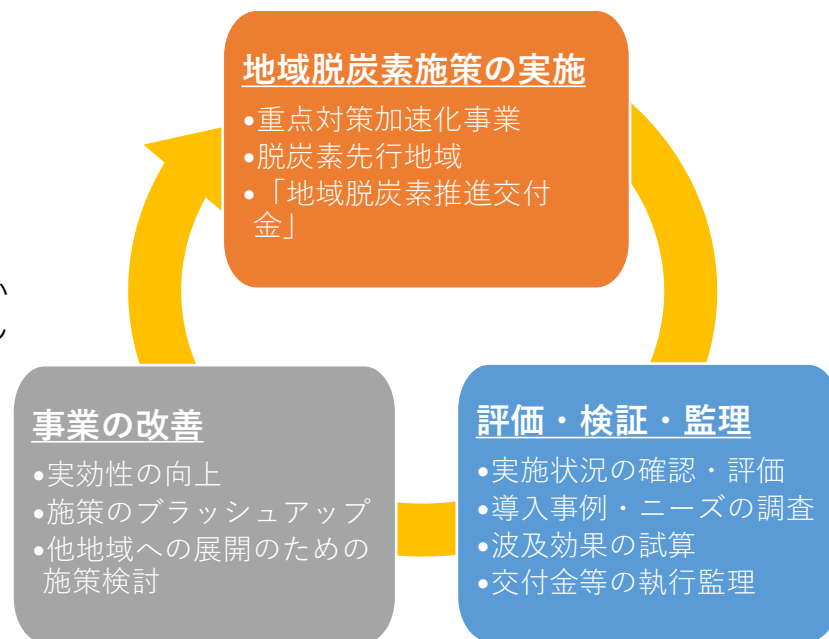
② 「地域脱炭素推進交付金」に係る監理事業

「地域脱炭素推進交付金」を監理する上で技術的な知見が不可欠であることから、再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備等の知見を有する機関を活用した執行監理を実施する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 委託事業
- 委託先 民間事業者・団体等
- 実施期間 令和6年度～令和12年度

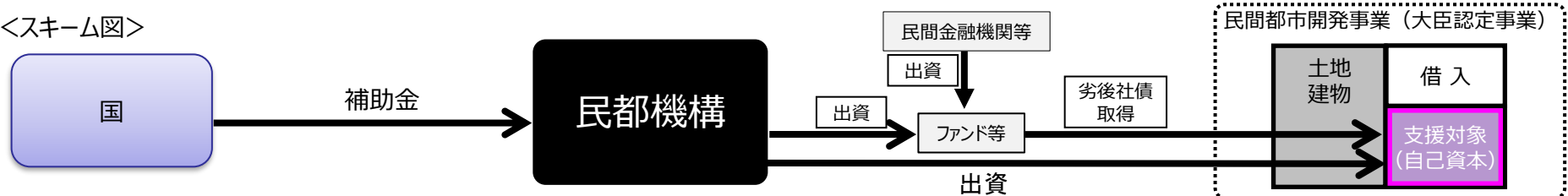
4. 事業イメージ



まち再生出資・社債取得事業

- 市町村が定める都市再生整備計画の区域等において行われる優良な民間都市開発事業に対し、民都機構が出資を行うことにより、事業の立上げを支援。
- 事業の自己資金が充実し、事業全体のリスクが縮減されることにより、民間金融機関からの融資等の呼び水となる。

<スキーム図>



制度利用のための主な要件

<対象事業者>

- ・民間事業者(S P C等※)
- ※「既存事業と対象事業にかかるものを分別して管理する事業者」も含む

<対象区域>

- ・都市再生整備計画の区域
- ・都市機能誘導区域等

<対象事業>

- 次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業
- ・広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと
 - ・事業区域面積が0.2ヘクタール以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
 - ※ 三大都市圏の既成市街地等内は原則0.5ヘクタール以上
 - ※ 都市機能誘導区域内は0.1ヘクタール以上（誘導施設※1を含む事業は500㎡以上）

<支援限度額>

- ・次の①～③のうち、最も少ない額
- ① 総事業費の50% ② 資本の50% ③ 公共施設等※2の整備費
（都市機能誘導区域内は、公共施設等 + 誘導施設※1、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の大臣認定事業は、緑地等管理効率化設備、再エネ発電設備等を含む）

<その他支援条件>

- ・竣工後10年以内に配当を行うことが確実であると見込まれること。
- ※1：支援対象事業が施行される都市機能誘導区域内へ立地を誘導すべきとして立地適正化計画に定められている施設。
- ※2：公共施設のほか、都市利便施設（駐車場、防災備蓄倉庫等）、建築利便施設（エレベーター、共用通路等）及びインキュベーション施設を含む。

具体例

オガールプラザ整備事業（岩手県紫波町）

- 支援内容
 - (1)支援先 オガールプラザ株式会社
 - (2)出資額 0.6億円
- 事業内容
 - (1)規模 地上2階建
 - (2)用途 図書館、物販・飲食施設、子育て支援センター、事務所
 - (3)工期 2011年9月～2012年6月



実績等

2005年度～2024年度
 支援件数 58件 支援総額 約495億円

日本政策金融公庫からの固定金利での融資

➤ 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、
日本政策金融公庫から固定金利での貸付けを受けることができます。

1. 制度の利用手順



2. 貸付対象等（中小企業事業）

貸付対象	特定事業者	
資金用途	設備資金・長期運転資金 (災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含む。)	
貸付期間	設備資金	20年以内（うち据置期間2年以内）
	長期運転資金	7年以内（うち据置期間2年以内）
貸付限度	7.2億円	
貸付利率	設備資金	基準利率から2.7億円を限度として最大0.9%引下げ（※）
	長期運転資金	基準利率

（※）以下のいずれかの条件を満たす場合には、0.9%の引下げとなります。

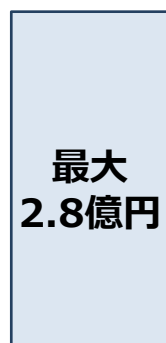
①新規開業して7年以内であるもの ②困難な経営状況にあるもの ③公庫と民間金融機関が連携支援を図るもの

なお、複数事業者が共同で承認事業を行う場合は、単独で法律上の承認基準を満たし、かつ、上記のいずれかの条件を満たす必要があります。

信用保証協会による債務保証

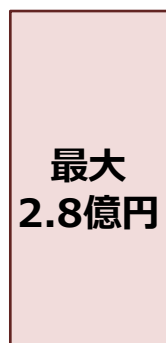
- 地域経済牽引事業の実施に必要な資金について、金融機関等からの借入れの際に、通常の保証限度額とは別枠で、信用保証協会による保証を受けることができます。
- また、M&Aによる事業承継に伴う資産・株式等の必要資金を金融機関等から借り入れる場合、経営者保証を求めなく、信用保証協会による保証を受けることができます。

<一般枠>



+

<特別枠>



普通保険：2億円
無担保保険：8,000万円 等

普通保険：2億円
無担保保険：8,000万円 等

(※) 保証対象には、災害等の発生時に地域経済牽引事業を継続するために必要な資金を含みます。

<経営者保証を求めない信用保証>



金融機関

買収資金を融資
(経営者保証なし)



中小企業 A 社



M&A



中小企業 B 社

信用保証



信用保証協会

**経営者保証
を求めない**

(※) 経営者保証を求めない信用保証を受けるためには、純資産合計額やEBITDA有利子負債倍率について、一定の条件を満たす必要があります。

地域未来投資促進税制

- 地域経済牽引事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税等の特別償却（最大50%）又は税額控除（最大6%）を受けることができます。
- 措置を受けるためには、都道府県による地域経済牽引事業計画の承認の上、国（主務大臣）による課税特例の確認に加えて、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。建物・機械等を貸付けの用に供する場合や中古の建物・機械等の取得は、対象とはなりません。

STEP 1：都道府県知事による地域経済牽引事業計画の承認

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

- ① 地域の特性の活用
- ② 高い付加価値の創出
- ③ 地域の事業者に対する経済的効果

STEP 2：国（主務大臣）による課税特例の確認

【適用期限：令和9年度末まで】

※詳細は事業実施場所を担当する経済産業局にお問い合わせください。

- ① 先進性を有すること（特定非常災害で被災した区域を除く）
- ② 労働生産性の伸び率が4%以上又は投資収益率が5%以上
- ③ 設備投資額が1億円以上
- ④ 設備投資額が前年度減価償却費の25%以上（※1）
- ⑤ 対象事業の売上高伸び率がゼロを上回り、かつ、過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと
- ⑥ 旧計画が終了しており、その労働生産性の伸び率4%以上かつ投資収益率5%以上

（※1）対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること
また、対象事業者の議決権の過半数を有する外国法人等が存在する場合には、当該外国法人等の減価償却費を合算すること

〈**上乗せ要件A**〉（平成31年度以降の承認事業のみ）（※2）

要件⑦と要件⑧（（A①）、（A②）、（A③）のいずれか）を満たすこと

- ⑦ 労働生産性の伸び率5%以上、かつ、投資収益率5%以上（※3）
- ⑧（A①）直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上、かつ、承認地域経済牽引事業での付加価値創出額が1億円以上
- （A②）対象事業において創出される付加価値額が3億円以上、かつ、事業を実施する企業の前事業年度と前々事業年度の平均付加価値額が50億円以上（令和5年度以降の承認事業のみ）
- （A③）地域経済の成長・発展に特に資する業種であって設備投資額が10億円以上、かつ、承認地域経済牽引事業での付加価値創出額が1億円以上（令和7年度以降の承認事業のみ）

課税の特例の内容・対象

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	35%	4%
上乗せ要件Aを満たす場合	50%	5%
上乗せ要件Bを満たす場合	50%	6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

- 1. 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
 - 2. 税額控除は、その事業年度の法人税額等の20%相当額が限度となります。
 - 3. 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の対象資産の取得は、本税制措置の対象なりません。
 - 4. 地域経済牽引事業計画の承認後であっても、主務大臣の確認前に対象設備を取得等した場合には、本税制措置の対象なりません。
- ※ 詳細は[国税庁HP](#)をご確認ください。

〈**上乗せ要件B**〉（令和6年9月2日以降の承認事業のみ）（※2）

左記の要件⑦と要件⑧（（A①）および（A②））を満たし、かつ、要件⑨を満たすこと

- ⑨ 経営力の確認を受けた、産業競争力強化法第34条の2第1項に規定する特定中堅企業であって、「パートナーシップ構築宣言」の登録を受けており、かつ、設備投資額が10億円以上

（※2）災害特例の事業は上乗せ要件の対象外

（※3）地域未来投資促進法第2条第3項に規定する中小企業者については、労働生産性の伸び率4%以上、かつ、投資収益率5%以上

背景・課題

- スポーツの成長産業化に向けて、スポーツの場におけるオープンイノベーションを促進し、スポーツへの投資促進やスポーツの価値高度化を図るとともに、スポーツの場から他産業の価値高度化や社会課題の解決につながる新たな財・サービスが創出される社会の実現を目指すことが重要。
- このため、本事業ではスポーツ分野と他産業の融合により新事業創出を目指す場としてのスポーツオープンイノベーションプラットフォーム（SOIP）の拡大を図るとともに、そこでの事業化支援（アクセラレーション）、関係者が連携する機会の提供（ネットワーキング）などの事業を実施する。
- あわせて、より定量的な成果創出に向けてスポーツ団体が他産業と連携し、構築したビジネスモデルの拡大支援を実施する。

事業内容

① スポーツオープンイノベーション推進事業 50,941千円（50,000千円）

- リーグ等のスポーツ団体と他業界の協業による事業の創出・拡大を支援（アクセラレーション）
- 情報の発信、業種の枠を越えた交流・マッチングの場の提供等を目的として関係者が一堂に会するカンファレンスを開催（ネットワーキング）
- 障害者スポーツ団体に特化した枠の新設

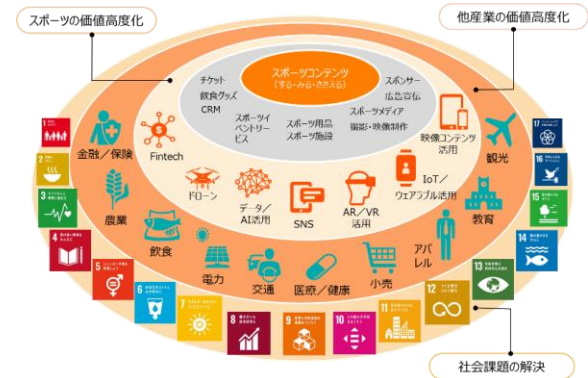
- 【委託先】：マッチング事業等において実績のある民間事業者等を想定（委託事業）
- 【件数】：50,941千円 × 1件

② 地域におけるスポーツオープンイノベーション推進事業 43,870千円（78,000千円）

- 地域のスポーツ団体と他業界の協業による事業の創出・拡大を支援（アクセラレーション）
- 情報の発信、業種の枠を越えた交流・マッチングの場の提供等を目的として関係者が一堂に会するカンファレンスを開催（ネットワーキング）

- 【委託先】：マッチング事業等において実績のある民間事業者等を想定（委託事業）
- 【件数】：43,870千円 × 1件

✓ SOIPの概念図



令和5年度
『SPORTS OPEN INNOVATION BUSINESS BUILD』
デモデイ（成果発表会）

共創ビジネス概要 01 安心な食品で健康をサポート 02 プロスポーツ選手も食べる食品 03 隠れフードロス削減 <small>無添加かつたんぱく質も豊富 食品で健康も安心</small> <small>プロスポーツ選手も愛用</small> <small>秋田産の米を活用して秋田の生産者に貢献</small>			コンセプト 秋田の名産きたりんごをベースにした新しい元氣食品「ローカルヘルシーフード」第1弾 商品名 「お米プロテインバー」 ・無添加かつ高たんぱく ・馴染みのある味 ・手軽に食べたかく
---	--	--	---

最優秀賞

秋田ノーザンハピネッツ × エーエスピー
『秋田米を活用したローカルヘルシーフードの開発』

官民連携まちなか再生推進事業

○ 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための自立・自走型システムの構築への支援

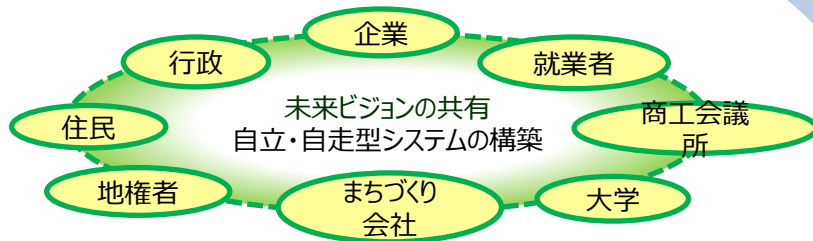
エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定



官民の多様な人材が共有するビジョン

①エリアプラットフォームの構築



まちなか再生に向けたビジョン実現のために
一体となって取り組む人材の集積

上記システムの構築に向けて
中間支援組織・専門人材を活用

③シティプロモーション・情報発信



国内外の多様な人材を惹きつける
未来ビジョン等のPR・情報発信

⑤交流拠点等整備



人材の集積・ネットワークの構築

④社会実験・データ活用



公共空間等を活用した官民の人材が
発掘・集積されるコンテンツの創出

普及啓発事業



継続的なまちづくり活動のノウハウなどの
普及啓発（全国啓発型、地域伴走型）

<補助対象事業>

- **エリアプラットフォーム活動支援事業**
 - ① エリアプラットフォームの構築
 - ② 未来ビジョン等の策定
 - ③ シティプロモーション・情報発信
 - ④ 社会実験・データ活用
 - ⑤ 交流拠点等整備
 - ⑥ 国際競争力強化拠点形成
 - ⑦ 地方都市イノベーション拠点形成

○ **普及啓発事業**

<補助対象事業者>

- **エリアプラットフォーム活動支援事業**
エリアプラットフォーム
- **普及啓発事業**
都市再生推進法人、民間事業者等

<補助率>

- ・定額、1/2、1/3

【補助事業】

デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るために必要な
通信インフラなど（ローカル5G/LPWAなど）の整備費用を補助します。

<対象>

地方公共団体、企業・団体など ※1

※1 企業・団体などが実施主体となる場合には、採択候補先に決定後、補助金交付申請までの間に、地方公共団体を1以上含むコンソーシアムを形成していることが要件となります。

<補助対象> ※2

① 無線ネットワーク設備 〔ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど〕

② ①に接続するソリューション機器

これらと不可分な設備・機器・ソフトウェア

※2 地域課題の解決のために、①と②を組み合わせたシステムを整備することが要件となります（インターネット接続サービスの提供やソリューション機器のみの整備は非該当）。

※3 通信装置レンタル料やクラウドサービス利用料については、複数年度分を一括して初年度に費用計上できる場合に限り、5か年分を上限として補助対象とします。

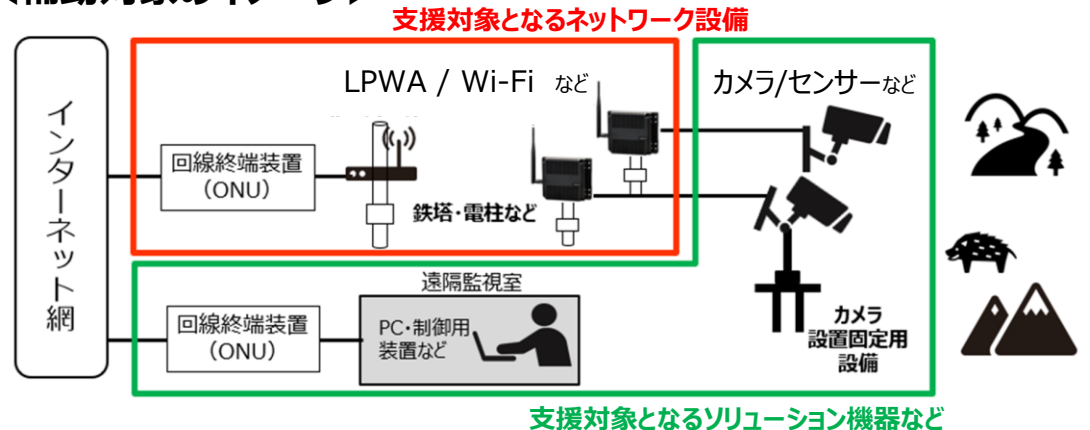
<補助率> 補助対象経費の 1/2

補助金額に上限はありませんが、ご提案の内容を踏まえて、事業規模の妥当性を審査いたします。

<提案評価の観点例>

- 地域課題の解決に資するものであるか（期待される効果が明確か など）
- 効率的・効果的な整備計画であるか（課題解決のために必要か、費用対効果が見合っているか、多用途で活用できるか など）
- 地域のステークホルダー（産官学金）との連携が図られているなど、持続可能な運用計画であるか（適切なPDCA計画があるか など） など

<補助対象のイメージ>



背景・課題

- 新たな観戦スタイルや特別な体験等を通じ、スポーツ観戦客に対して高い付加価値を提供する「スポーツホスピタリティ」は、単にスポーツチームの新たな収入源となり得るだけでなく、周辺産業への経済効果の波及・地域活性化などの社会的価値の向上が期待されるが、国内の実施事例は未だ十分とは良いがたい現状であり、その課題としてスポーツコンテンツホルダーの「情報不足・経験不足」などが挙げられる。
- 引き続き、国内外の事例調査・好事例の横展開を行うとともに、令和6年度に作成するスポーツホスピタリティ推進に向けたガイド・手引き等の普及等に取り組む。

事業内容

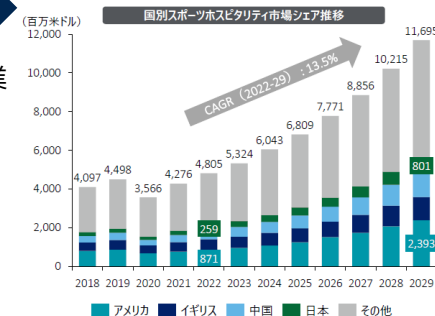
① スポーツホスピタリティ普及事業【新規】 18,133千円

- ガイド・手引き等の活用研修会、専門家・講師派遣による実務指導等を通じたスポーツホスピタリティの実践に向けた普及事業



- 例①：施設内未利用空間を活用した観戦体験
- 例②：近隣施設を活用したエンターテインメント
- 例③：地域の魅力を詰め合わせたギフトの用意

スポーツホスピタリティ市場の概観



スポーツホスピタリティ市場の概観
(2023年QYR社レポートより)

- 【委託先】スポーツ関連産業のコンサル経験やスポーツホスピタリティの実績を有する民間事業者（委託）
- 【件数】：18,133千円 × 1件

② スポーツホスピタリティサービスによる市場拡大の効果等の調査事業【継続】 11,867千円 (20,000千円)

- 国内外のスタジアム・アリーナにおける、非興行日を含む広義のスポーツホスピタリティ事業に関する事例の調査
- 国内での普及に向けた課題抽出・スポーツイベント以外での既存施設の高付加価値化に向けた検討

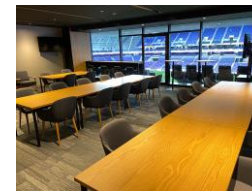
- 例：ラウンジスペースの
会議・企業イベント等での活用



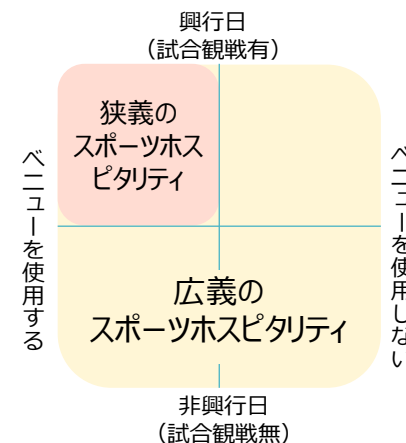
沖縄アリーナ HPより



F VILLAGE HPより



サンプレツェ広島 HPより



- 【委託先】スポーツ関連産業のコンサル経験やスポーツホスピタリティの実績を有する民間事業者（委託）
- 【件数】：11,867千円 × 1件

現状・課題

- 地域SCの事業展開は、スポーツ合宿や大会等の「誘致・実施」を行っている団体が半数以上ある。
- 一方で、その他の取組に拡大して事業展開が出来ておらず、スポーツによるまちづくりを推進していく上では地域SCの多角的な事業展開が必要である。
- 地域SCの職員数は約6割が4人以下となっており、継続的な運営体制の構築に向けて担い手の確保・育成が必要となっている。

事業内容

スポーツ大会や合宿の誘致・開催等のスポーツによる「まちづくり」を推進していくため、その担い手となる地域スポーツコミッション（地域SC）の質的な向上（経営の安定や運営を担う人材の育成・確保等）に向け、**①新たな事業展開へのチャレンジ等をモデル的に支援**するとともに、**②研修講座の実施等の人材育成サポートや人材確保に向けたマッチングの実証**を行い、自立・自走化した地域SCの増加を目指す。

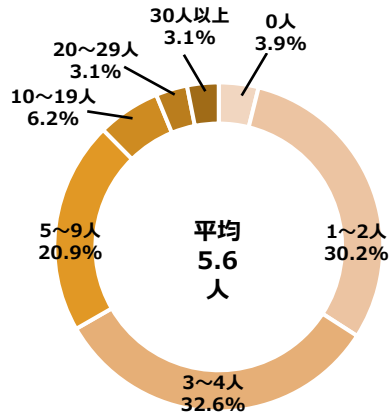
事業実施期間 平成27年～

地域SC経営多角化支援事業 0.7億円

- ・地域SCの多角的な事業展開へのチャレンジを支援する。
 - ① 交流人口拡大に資する事業（アウトター事業）
例) スポーツツーリズム、プロスポーツチームとの連携 等
 - ② 地域住民向けの事業（インナー事業）
例) 地域住民の健康づくり、競技者の育成 等
- ※地域SCのさらなる自立・自走化を実現するべく、過年度採択実績のない自治体を優先的に支援する。

地域SC担い手育成等サポート事業 0.6億円

- ・研修講座等の人材育成サポートの対象者を拡大
 - ① 地域SC初任者や設立検討団体担当者
 - ② 地域SC運営に係るノウハウの取得に向けた支援
- ・地域SCの実状に合わせて、人材確保に向けたマッチングをモデル的に実証する。
例) ○地域おこし協力隊マッチング支援
○副業・兼業人材マッチング支援
○大学生インターンシッププログラム



「地域スポーツコミッションの組織体制及び活動概況に関する調査」より担当職員数（令和3年度）



事業概要

地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむ**スポーツツーリズム**について、増加傾向にある訪日旅行客を主なターゲットとし、引き続き、ニーズに沿った効果的な**取組事例の創出**、**DXを活用したプロモーション**等による**スポーツツーリズム・ムーブメントの創出**を進める。これにより、**武道を含めたスポーツツーリズムの認知拡大による地方誘客**につなげながら、**訪日旅行客等のニーズの変化を的確に見極め**、**地域スポーツ資源を活用した国内外から選ばれるコンテンツの戦略的な創出**を図る。

事業内容

事業実施期間 平成29年度～

① スポーツツーリズム・武道等コンテンツ創出事業 0.4億円

○ **武道**をはじめとする地域スポーツ資源を活用したコンテンツの創出をモデル的に支援し、地方部での長期滞在※への貢献等の**効果検証**等を行う。

※ライブパフォーマンス、検定・資格取得 等

1. 武道ツーリズム

日本発祥の武道と日本特有の資源（ヘリテージ）等を融合させた稀少性の高い体験コンテンツを創出



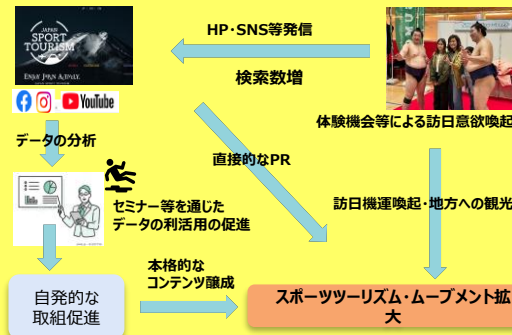
2. その他（スノースポーツ・登山・ニュースポーツ等）

日本固有の資源の活用やニーズを掘り起こす、新たな種目を活用したコンテンツを創出



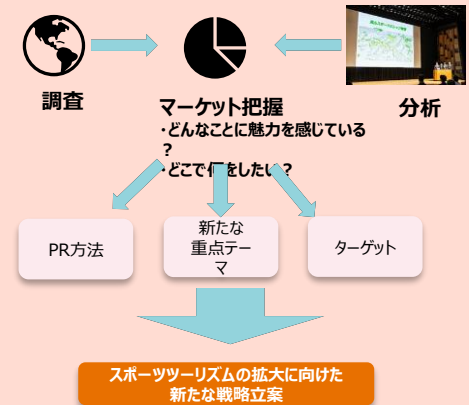
② スポーツツーリズム・ムーブメント創出事業（拡充） 1.1億円

- ホームページ等を通じた**プロモーション**や、セミナー等を通じた**各地域での自発的なプロモーション活動**を促進する。
- 武道を中心とした**体験機会**を国内外で創出し、**日本ならではのスポーツツーリズムの認知拡大、地方誘客を促進**する。
- 武道コンテンツ体験時の**安全確保手法**等の検討など、新規事業者参入に必要な環境整備に取り組む。



③ スポーツツーリズム・マーケット調査事業（新規） 0.1億円

○ 今後のスポーツツーリズムの展開に効果的な「目的」「テーマ」「コンテンツ」等のあり方について、**有効性の高い最新データを収集し、訪日旅行客等のニーズを把握・分析**する。



スポーツによる地方創生・まちづくりへ

地方創生プレミアムインバウンドツアー集中展開事業

事業目的・背景・課題

- 2024年の訪日市場は為替の後押し等もあり、過去最高の3500万人・8兆円の達成も視野。他方、政府目標である2030年6000万人・15兆円の達成のためには未だ道半ばであり、**一人あたりの消費額も2万円以上の更なる積み増し**が必要である等、観光消費額の向上に向け、一層の取組強化が必要。特に我が国は観光コンテンツ等の娯楽サービス費支出が諸外国と比べて低い点が課題。
- このような状況を踏まえ、より効果的に観光消費を拡大し、地域へインバウンドの経済効果を波及させる観点から、自然、文化、食、スポーツ等の**我が国が誇る地域の観光資源を活用し、より高単価な特別体験商品（プレミアムインバウンドツアー）の造成**が急務。『日本でしか経験できない特別な体験』を提供するプレミアムツアーは消費額の向上だけでなく、当該コンテンツ単独でインバウンドの来日意欲を創出する効果も期待。このような地域への経済波及効果の高い観光コンテンツを集中的に造成し、地方創生に繋げる。

事業内容

高単価な特別体験『プレミアムインバウンドツアー』の造成

- より効果的に消費額拡大を図るために、消費意欲が旺盛なインバウンド客をターゲットに、我が国が誇る観光資源を生かした**高価格帯商品の造成を集中的に実施**。特に貴重な観光資源の特別開放、**地域産品**や**伝統工芸品**等の**モノ消費**と一体となった特別体験、**高単価商品の造成による多角化促進**等に注力。
- また、地域への経済波及効果の最大化を促進するため、**地域調達率の高いコンテンツ**造成を支援。

海外情報発信

- 造成したプレミアムツアーを活用した来日意欲の創出のため、訪日イベント等を実施。

事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業（最低事業費1,500万円）
- ・補助額：1,000万円（定額）+ 250～3,500万円（補助率1/2）
例）総額1,500万円の場合 1,000万円（定額分）+ 250万円（1/2補助分）
- ・補助対象：国→民間事業者（事務局）→地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ



地域観光魅力向上事業

事業目的・背景・課題

- コロナ禍以降、三大都市圏への需要の偏在が深刻化。2024年は若干改善したが、**依然として地方誘客の状況はコロナ前水準に達しておらず、都道府県ごとにも需要の回復に差が生じている**状況。インバウンドの地域偏在を解消し、全国津々浦々に観光による経済効果を波及するためには、**地域の多様な観光資源を生かした観光コンテンツの造成**を更に進め、**来訪目的の創出**が必要。
- また、**個人手配化・オンライン手配化への急激な転換**といったコロナ後の状況を踏まえ、観光コンテンツの造成だけでなく、**適切な販路開拓や情報発信も含めた総合的な支援**が必要。これらの支援を通じて、**地方誘客を行う上で来訪の目的の創出を担う重要産業である地域の観光コンテンツ産業の裾野の拡大や活性化に寄与**。

事業内容

- 将来に亘って持続的に地方誘客が促進されるよう、まだ観光に未活用法な地域資源の活用など、**地域資源を活用した収益性が高く独自性・新規性のある観光コンテンツの開発から、適切な販路開拓や情報発信の総合的な支援**を行い、中長期に亘って販売可能なビジネスモデルづくりの支援を全国各地で実施。

<支援内容>

- ・観光分野の専門家によるアドバイス等を通じた観光コンテンツの磨き上げや商品化の支援
- ・観光コンテンツの販路開拓のための商談会の開催やOTA掲載等の支援、SNSによる情報発信等の支援

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：間接補助事業 400万円まで定額、400万円を超える部分については補助率1/2 (補助上限：1,250万円、最低事業費：600万円)
- ・補助対象：国→民間事業者(事務局)→地方公共団体、DMO、民間事業者等



地方部での滞在促進のための地域周遊観光促進事業

事業目的・背景・課題

- 観光立国推進基本計画（R5.3閣議決定）では、訪日外国人旅行者一人当たりの地方部における宿泊数を、令和7年までに2泊とすることを目標としている。（令和元年1.4泊）
- その達成に向けて、地方部での滞在時間や宿泊数の増加に資する取組をより一層推進していく必要があることから、2025年大阪・関西万博の開催も見据え、持続可能なあり方で旅行者の地域周遊・長期滞在を促進するため、観光地域づくり法人（DMO）が中心となり、地域が一体となって行う取組に対して、総合的な支援を行う。

事業内容

- 旅行者の地域周遊・長期滞在の促進を目的とした次の取組を支援。

- ①調査・戦略策定
- ②滞在コンテンツの充実
- ③受入環境整備
- ④旅行商品流通環境整備
- ⑤情報発信・プロモーション

事業イメージ



地方部へ誘客

連絡調整会議の
審査を経て
支援



地方部での
滞在日数の増加



事業計画に基づく具体的取組

①調査・戦略策定

データに基づき、旅行者に対し訴求力のある取組を実施するための調査・戦略策定を支援。



マーケティング調査

②滞在コンテンツの充実

地域独自の観光資源を活用した滞在コンテンツの造成を支援。



滞在コンテンツの造成

③受入環境整備

二次交通情報の検索システムや観光地の案内アプリの整備等を支援。



観光地の案内アプリの整備

④旅行商品流通環境整備

旅行商品の国内外OTA※への掲載、旅行会社との商談会などを支援。



商談会への参加

⑤情報発信・プロモーション

WEB・SNSを活用したエリア内のコンテンツの魅力等に関する効果的な情報発信を支援。



SNSを活用した魅力発信

事業スキーム

※OTA：Online Travel Agentの略で、インターネット上で取引を行う旅行会社のこと。

- ・事業形態：直接補助事業（補助率 ①：定額（上限1,000万円） ②～⑤：事業費の1/2等）
- ・補助対象：登録DMOが定めた事業計画に位置づけられた事業の実施主体（登録DMO、地方公共団体）
但し、①及び⑤は広域連携DMOが実施主体となることを基本とする。
- ・事業期間：平成30年度～

事業目的・背景・課題

- インバウンドをはじめとする観光需要の急速な回復を踏まえ、全国的に「稼げる地域・稼げる産業」を実現するため、DXの推進を通じた、コンテンツの販路拡大、予約・在庫管理の最適化による収益・生産性向上に加え、観光地経営の高度化による地域全体の消費拡大、誘客・再来訪促進等を図る必要がある。
- 持続可能な観光地域づくりに向けて、全国の観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上に資するデジタルツールの導入支援や、データを活用した地域活性化モデルの構築等を実施する。

事業内容

- ①観光地のコンテンツの販路拡大・観光産業の生産性向上等に向けた支援
観光地のコンテンツの販路拡大・マーケティング強化やレベニューマネジメント推進等による観光産業の収益・生産性向上に向けた地域一体でのデジタルツール導入を支援。
- ②専門人材による伴走支援
DX活用に向けた計画策定、デジタルツールの導入、導入後の活用等において、持続可能な観光地域づくりに向けた専門人材による伴走支援を実施。
- ③データを活用した地域活性化モデル
旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータをDMP等を用いて収集・蓄積し、生成AIの技術の活用やオープンデータ化の取組等を通じて、地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環に取り組むモデルを創出する。

- ④観光地域づくり法人（DMO）の経営戦略策定に向けたデータ活用モデル
訪日外国人旅行者の地方誘客を促進するため、登録DMOがインバウンドデータ等を収集、分析してDMOの経営戦略策定につなげる基礎的で汎用的なモデルを創出する。

事業スキーム

事業形態：①②間接補助事業(①上限1,500万円、補助率1/2、②定額(上限800万円))、③④直轄事業
 補助対象・請負先：①②国→民間事業者(事務局)→DMO・地方公共団体・民間事業者等、③④民間事業者(コンソーシアム)
 事業期間：令和6年度～

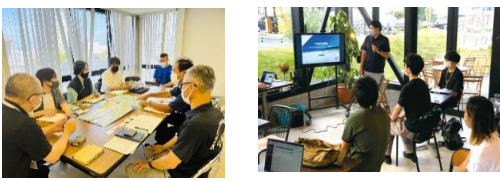
事業イメージ

デジタルツールの導入支援



キャッシュレス決済 体験・アクティビティ予約・在庫管理

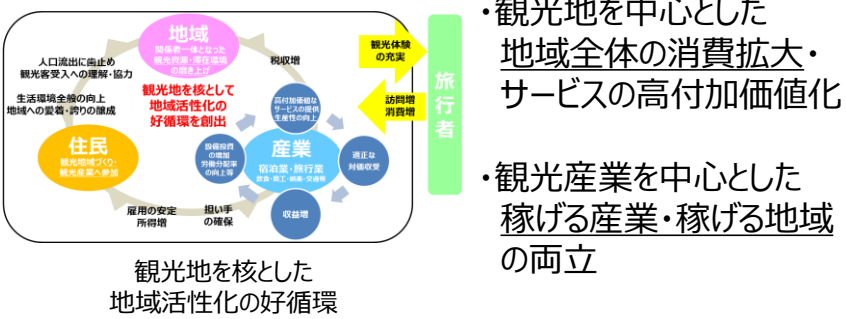
専門人材による伴走支援



DX活用に向けた計画策定・伴走支援

1. 地域活性化の好循環モデル

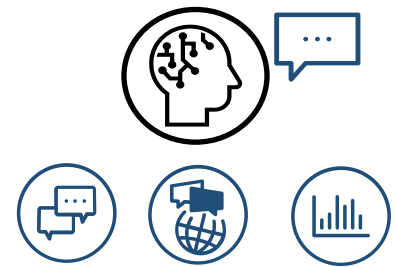
旅行者の移動・決済、観光産業の宿泊・予約等のデータを活用し、地域全体の消費拡大や地域活性化の好循環に取り組むもの



- ・観光地を中心とした地域全体の消費拡大・サービスの高付加価値化
- ・観光産業を中心とした稼げる産業・稼げる地域の両立

2. 生成 AI 活用モデル

生成AIの技術を活用し観光地・観光産業の業務効率化・経営高度化に取り組むもの

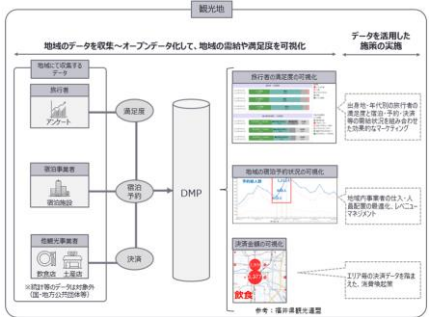


- ・観光案内所、宿泊施設等で生成AIを活用し、業務効率化・経営の高度化等につながる事業を幅広く募集

生成AIの活用 (業務効率化・経営の高度化等)

3. オープンデータ推進モデル

オープンデータ化の推進を通じて観光地経営の高度化に取り組むもの



- ・地域が独自で取得するデータ（旅行者満足度、宿泊施設の予約、飲食、お土産等の決済）をオープンデータとして公開し、地域内の事業者と連携し、消費拡大等の施策を実施

オープンデータ推進モデル

○ 実証事業費

1. 地域活性化の好循環モデル : 上限5,000万円/件
2. 生成AI活用モデル : 上限1,000万円/件
3. オープンデータ推進モデル : 上限1,000万円/件

○ 応募対象

DMO・地方公共団体・民間事業者等からなるコンソーシアム

○ 公募期間

1. 地域活性化の好循環モデル : ~ 3月31日 (月) 17時
2. 生成AI活用モデル : ~ 3月26日 (水) 17時
3. オープンデータ推進モデル : ~ 3月26日 (水) 17時